

(別添)

1. 指定基準第210条第1項をどのような趣旨で定めたのか。

(答)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第210条第1項は、指定共同生活援助に係る共同生活住居（以下「グループホーム」という。）の利用者が家庭的な雰囲気の下でサービスの提供を受けるとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにすることを基本とする趣旨により定めたものである。
- なお、本項は、指定基準第1条に定めるとおり、都道府県等が指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に係る条例を定めるにあたって「参酌すべき基準」に該当するものであり、当該条例については、地域の実情を踏まえて、都道府県等が定めるべきものである。

2. 指定基準第210条第1項に規定する「入所施設」とは、具体的にどのような施設か。
また、同項に規定する「入所施設」に、特別養護老人ホームは含まれるのか。

(答)

- 「入所施設又は病院の敷地外にあるようにすること」とする規定は、グループホームが障害者の住まいであることを踏まえた適切な環境が確保されるよう、
 - ① 一般の住宅と同様に、利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保されること
 - ② 利用者の選択によらず、日中及び夜間を通して利用者の生活がグループホーム及びその併設事業所のみで完結するような生活とならないことなどの趣旨に則り定めたものであり、特定の種類の施設との合築や、同一敷地内の設置を規制する趣旨ではない。
- このため、都道府県等によって取扱いは様々であり、都道府県知事等が地域の実情を踏まえ、グループホームの趣旨に則った運営が確保されるものであるかを判断した上で、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護事業所等と同一建物内にグループホームの設置を認める都道府県等や、入所施設及び病院に加えて通所系サービス事業所の敷地外に設置することを要件とする都道府県等もある。

- したがって、「入所施設」については、施設類型のみをもって一律に合築等の可否を判断せず、新たに設置が計画されているグループホームが、グループホームの趣旨に則った運営が確保されるものであるかについて、都道府県知事等が、立地や運営形態などを総合的に勘案して判断すべきものである。